

地域密着型通所介護費用

令和元年10月1日改正

法定代理受領の場合は下記金額の1割～3割。

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

(1) 地域密着通所介護費用

3時間以上～4時間未満			利用者負担額		
介護度	請求単位	単位数	1割	2割	3割
要介護1	1日につき	407	¥446	¥892	¥1,338
要介護2	1日につき	466	¥512	¥1,023	¥1,534
要介護3	1日につき	527	¥578	¥1,156	¥1,734
要介護4	1日につき	586	¥643	¥1,285	¥1,927
要介護5	1日につき	647	¥710	¥1,420	¥2,129
4時間以上～5時間未満			利用者負担額		
介護度	請求単位	単位数	1割	2割	3割
要介護1	1日につき	426	¥467	¥934	¥1,400
要介護2	1日につき	488	¥536	¥1,071	¥1,606
要介護3	1日につき	552	¥605	¥1,210	¥1,815
要介護4	1日につき	614	¥673	¥1,346	¥2,018
要介護5	1日につき	678	¥744	¥1,487	¥2,231
5時間以上～6時間未満			利用者負担額		
介護度	請求単位	単位数	1割	2割	3割
要介護1	1日につき	641	¥704	¥1,407	¥2,110
要介護2	1日につき	757	¥830	¥1,659	¥2,489
要介護3	1日につき	874	¥959	¥1,917	¥2,875
要介護4	1日につき	990	¥1,085	¥2,170	¥3,254
要介護5	1日につき	1107	¥1,214	¥2,427	¥3,640
6時間以上～7時間未満			利用者負担額		
介護度	請求単位	単位数	1割	2割	3割
要介護1	1日につき	662	¥726	¥1,452	¥2,178
要介護2	1日につき	782	¥857	¥1,714	¥2,571
要介護3	1日につき	903	¥990	¥1,980	¥2,970
要介護4	1日につき	1023	¥1,122	¥2,244	¥3,365
要介護5	1日につき	1144	¥1,254	¥2,507	¥3,761

7 時間以上～8 時間未満			利用者負担額		
介護度	請求単位	単位数	1 割	2 割	3 割
要介護 1	1 日につき	735	¥806	¥1,612	¥2,417
要介護 2	1 日につき	868	¥952	¥1,904	¥2,855
要介護 3	1 日につき	1006	¥1,104	¥2,207	¥3,310
要介護 4	1 日につき	1144	¥1,254	¥2,507	¥3,761
要介護 5	1 日につき	1281	¥1,404	¥2,808	¥4,212
8 時間以上～9 時間未満			利用者負担額		
介護度	請求単位	単位数	1 割	2 割	3 割
要介護 1	1 日につき	764	¥838	¥1,675	¥2,512
要介護 2	1 日につき	903	¥990	¥1,980	¥2,970
要介護 3	1 日につき	1046	¥1,147	¥2,294	¥3,441
要介護 4	1 日につき	1190	¥1,305	¥2,610	¥3,915
要介護 5	1 日につき	1332	¥1,460	¥2,920	¥4,379
その他加算			利用者負担額		
	請求単位	単位数	1 割	2 割	3 割
入浴介助加算	1 日につき	50	¥55	¥109	¥164

*介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

介護職員処遇改善加算	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定） ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	要件	処遇改善加算の単位数	利用料（10割分）
加算（I）	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所	介護報酬総単位数× 5.9% ※1 単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1 単位の単価

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

自費をいただくもの（介護保険適用外）

昼食代	1食 550円	
おやつ代	1食 100円	
レクレーション材料費	実費	現在、頂いておりません
オムツ	1枚180円・パット1枚65円	持参可（無料です）

（2）キャンセル料

ご利用者さまのご都合でサービスを中止する場合下記のキャンセル料を頂きます。

キャンセルの場合は至急ご連絡下さい。

① 利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 当日連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

※ 区で申請、交付された軽減確認証を提示頂いた方の料金は異なりますので、詳しくは介護支援専門員または当事業所のサービス提供責任者にお問い合わせください。